

別添

28消安第5279号
平成29年2月28日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

偶蹄類の動物の血液の輸入について

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）第43条の表に掲げる地域から輸入される血液（血清を含む。）については、原則として家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条第3項本文の場所において同条に基づく検査及び法第46条に基づく処置を実施する。ただし、下記の条件を満たすものであることを輸出国政府機関が証明したものであり、かつ、試験研究の用に供するものについては、法第40条第3項ただし書の場所において輸入検査を行うこととする。

記

- 1 規則第43条の表豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域から輸入された豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る血液を輸入する場合の条件
 - （1）生産地域（輸出用血液が採取され、及び処理された地域（当該輸出用血液を採取した動物が出生後飼育されていた地域を含む。）をいう。以下同じ。）を中心とする半径50キロメートル以内の地域に過去1年以内に牛疫及び口蹄疫の発生がないこと。
 - （2）輸出用血液を採取する動物に、いかなる伝染病の兆候も認められず、血液採取前30日以内に輸出国政府機関の獣医係官により以下の（ア）及び（イ）に掲げる家畜伝染病ごとにそれぞれ当該（ア）及び（イ）に定める方法による検査が行われた結果、異常が認められないこと。
 - （ア）牛疫：C Fテスト又は中和試験
 - （イ）口蹄疫：プロバングテスト又は中和試験
- 2 特定地域（平成29年2月28日農林水産省告示第306号（家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するものを定める件。以下「告示」という。）に規定する特定地域をいう。）から輸入された豚及びいの

しし以外の偶蹄類の動物に係る血液を輸入する場合の条件

- (1) 生産地域を中心とする半径50キロメートル以内の地域に過去1年以内に牛疫及び口蹄疫の発生がないこと。
- (2) 輸出用血液を採取する動物に、いかなる伝染病の兆候も認められないこと。

3 規則第43条の表豚及びいのししに係る法第37条第1項第1号及び第3号に掲げる物の項中欄に掲げる地域から輸入された豚及びいのしし由来の血液を輸入する場合の条件

- (1) 生産地域を中心とする半径50キロメートル以内の地域に過去1年以内に牛疫、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生がないこと。
- (2) 輸出用血液を採取する動物に、いかなる伝染病の兆候も認められず、血液採取前30日以内に輸出国政府機関の獣医係官により以下の(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる家畜伝染病ごとにそれぞれ当該(ア)、(イ)及び(ウ)に定める方法による検査が行われた結果、異常が認められないこと。

(ア) 牛疫：C Fテスト又は中和試験

(イ) 口蹄疫：プロバングテスト又は中和試験

(ウ) 豚コレラ：エライザ法又は中和試験

附 則

「偶蹄類の動物の血液の輸入について」（昭和47年1月26日畜A第300号畜産局長通知）は廃止する。